明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三〇八）　五
○新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（三〇九）　五

〔条　約〕
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とセルビア共和国との間の条約（一二）　一五

〔府　令〕
○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府六八）　三六
○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（同六九）　三九

〔府令・省令〕
○郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務一三）　三七四
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通五）　三八一
○認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境五）　三八四
○預金保険法施行規則等の一部を改正する命令（内閣府・財務七）　三八五
○労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・財務・厚生労働一）　三九一
○労働金庫法施行規則及び労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働一〇）　三九二
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産一〇）　四二七

〔省　令〕
○外国為替に関する省令の一部を改正する省令（財務七四）　五〇三
○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（同七五）　五〇三
○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産六四）　五〇四

〔告　示〕
○道路交通法施行規則第九条の十第六号の規定に基づき、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を定める件（国家公安委六三）　五〇四
○保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を改正する件（金融庁六三）　五〇五
○信用金庫法施行令第八条の三第二号等の規定に基づき、引当金及び剰余金等を定める件の一部を改正する件（同六四）　五〇五
○協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第四項第八号等に規定する機械等を定める件の一部を改正する件（同六五）　五〇六
○保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づき、生命保険募集人に係る制限が適用されない場合等を定める件の一部を改正する件（同六六）　五〇六
○保険業法施行規則第七十条第四項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定める件の一部を改正する件（同六七）　五〇七
○保険業法施行規則第八十五条第一項第十二号の規定に基づき、金融庁長官が定める金銭の消費貸借に該当するもの等を定める件の一部を改正する件（同六八）　五〇七
○信用金庫法施行規則第六十四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号並びに第十二項第二号の規定に基づき信用金庫又は信用金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等の一部を改正する件（同六九）　五〇七
○協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号並びに第十二項第二号の規定に基づき信用協同組合連合会の子会社又は信用協同組合連合会が営むことのできる業務から除かれる業務等の一部を改正する件（同七〇）　五〇八
○信用金庫法施行規則第六十四条第五項第三号の二に規定する基準を定める件の一部を改正する件（同七一）　五〇九
○協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第五項第三号の二に規定する基準を定める件の一部を改正する件（同七二）　五〇九
○銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（同七三）　五一〇
○銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（同七四）　五一〇

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、四ページに掲載されています。